

発行所 (郵便番号100)

東京都千代田区丸の内2-4-1  
丸ノ内ビルディング617号室  
社団法人スウェーデン社会研究所  
Tel (3212) 4007・1480  
Fax (3212) 1447

編集責任者 岡沢 憲美

印刷所 関東図書株式会社  
定価300円 (年間購読料四千円)

1993年11月25日発行

No.280 第26巻10・11号

(毎月1回25日発行)

昭和44年12月23日第3種郵便物認可

# スウェーデン社会研究月報

No.280

Bulletin Vol. 25

No.10・11

Japanska Institutet För Svensk Samhällsforskning  
(The Japanese Institute for Social Studies on Sweden)  
Marunouchi - Bldg., No.617 Marunouchi, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan.

## ふたつの福祉国家モデル ～スウェーデンとニュージーランド

The Two Models of The Welfare State - Sweden and New Zealand

東北福祉大学助教授 藤井浩司

Assistant Prof. Koji Fujii

近年、わが国において、比較福祉国家研究の分野で数多くの研究業績が精力的に発表されている。地域研究の集積と発展、比較研究方法の精緻化などを背景として、従来の制度比較や歴史記述にとどまらないより分析的かつ実証的な研究がインテンシヴに取り組まれている。とりわけ、スウェーデンは、この研究分野での花形ともいえ、わが国で、福祉国家といえば、おおかたの人がスウェーデンを思い浮かべるほどであろう。「スウェーデン・モデル」と称される世界先進の福祉国家としてのスウェーデンの声望は、他に並ぶものがないといってよい。

その一方で、世界の福祉国家発展史のなかで、見落とすことのできないもう一つの「先進」福祉国家がある。それが、ニュージーランドである。かつてニュージーランドは、「社会改革の実験室 (social laboratory)」と呼ばれ、女性・児童8時間労働制 (1873年)、義務教育の無償化 (1877年)、女性参政権の確立 (1893年)、強制仲裁制・最低賃金制の導入 (1894年)、無拠出制老齢年金制度の創設 (1898年) など、19世紀に世界に先駆けて一連のプログレッシヴな社会革新の試みに取り組んだ。さらに、1938年には、よく知られているように、その後の世界の社会保障立法のプロトタイプともいわれる社会保障法を制定している。こうしたニュージーランドにおける福祉国家形成への歩みは、スウェーデンのそれと対比されて「ニュージーランド・モデル」と称されている。

両国が、本格的に福祉国家建設への歩みを進め

たのは、1930年代に入ってからである。いずれも、1930年代に、社会民主主義政党が政権を獲得し、その後の両国における福祉国家発展の牽引車となった。スウェーデンでは社会民主労働党が (1932年)、ニュージーランドでは労働党が (1935年) それぞれ単独政権の座についている。こうして、戦間期に世界先進の実験的福祉国家として船出した両国も、その後たどった軌跡、特に戦後期以降の展開は大きく様相を異にした。結論を抄出していえば、1970年代の世界的な福祉国家再編期を経て、スウェーデンがなおもタフな先進福祉国家としてフロンティアを切り拓いていったのに対して、ニュージーランドは、ある識者の言葉を借りていうと「福祉国家のいわば劣等生」(F. キャスルズ)ともいうべき地位に転落していった。

スウェーデンとニュージーランドにおける福祉国家発展の過程にみられるこうした相違は、いかなる原因に由来するのか、なぜなのか。両国の福祉国家形成過程に関する比較研究を通じて触発される問題関心は、「福祉国家発展の決定要因は何か」という極めてポレミックな理論課題に、その射程を広げていく。とりわけ、福祉国家形成要因について、政権政党としての社会民主主義政党の影響や労働組合の政策関与の影響などといった、いわゆる政治的要因を強調する理論仮説を検証する格好の教材になろう。

筆者が、以上のような問題関心を漠然と抱き続けてほぼ10年足らずになるが、その間、筆者と着想を共有する同様の見地から、いくつかの研究成

果が発表されている。中でも、A. デヴィッドソン『ふたつの福祉モデル』（1989年）は、ニュージーランド人である著者がウップサラ大学留学の成果として発表した論文で、スウェーデンとニュージーランドを対象とした本格的な比較福祉国家研究である。本書の内容紹介は別稿に譲るとして、これまで述べてきた問題関心をかなり充足する成果を提供しているとだけいっておこう。

また、この両国は、いずれも貪欲ともいえる積極さをもって、民主主義の拡大と開放に取り組んできた点でも類似している。思いつくままに例示しても、一院制議会の採用、在留外国人の参

政権保障、情報公開制度・オンブズマン制度の導入、選挙権年齢の18才引き下げ、諮問的レファレンダム制度の積極的活用など、わが国がまだ経験していない（その意味で、今後わが国の重要な政策課題になるであろう）制度装置を、他の政治システムに先駆けて制度化している。地理的状況、政治文化、社会・経済システムなどいずれの点でも異なった背景をもつ両国を比較研究の素材として、民主主義の成熟化のプロセスをさぐることは、わが国にとって大いに意義のあるものといわねばなるまい。

## 「女性がもっとも生きやすい国」

The most gender - balanced country

スウェーデン語講師 中山 庸子

Ms. Yoko Nakayama

### (1) 「女性がもっとも生きやすい国」

「男女平等化政策がなぜスウェーデンで可能であったか」。十数年前、ある雑誌にこのテーマをかかげて論じてみたことがある。世界各国で男女のパワー・バランスをはかるための施策がある程度進んだ現在、この課題は表現を変えて論じる必要がある。「なぜスウェーデンで“もっとも早く”可能であったか」と、'93年3月26日付けダーゲンス・ニューヘーテル紙に載ったUNの年次報告の中で、UNDPが作成した“Human development report”によれば、女性の生活環境としてはスウェーデンが世界で一番すばらしい、という結果がでている。どの国でも女性の給料は男性の給料と比較してそうとう低いものであるが、スウェーデンでは男性の89%。最高である。女性のスウェーデン全労働力に占める割合は47%。そして女性国会議員の割合は38%で、1位のフィンランド（39%）とほぼ差がない。

### (2) 女性と政治

今年の3月16日、スウェーデン大使館が主催したセミナー「女性と社会」において、ストックホルム市副市長アンナ・リンドが、「女性が政治に影響をもつようになって、政治がどのように変わったか」について論じた。働く女性が増えたことが政治の分野にも女性が増える契機をつくった、と指摘している。働いて自分の人生に責任をとる女性が増加し、社会全体を生活の視野におく

生き方をする女性が波及的に増えた、ということだろう。日本でもっと女性が政治に関わって活躍できるようになるには、まず、1)労働市場で女性を増やし、2)政治の仕方を変えて、政治問題を考え活動することと私生活が両立できるようにする、そして3)女性のネットワークをひろげ利用していくこと、とアドバイスをもらった。

日本において、女性政治家の数は世界標準からみて非常に低いレベルにある。しかし、私欲にふりまわされた男性政治家がそれなりの罰を受けて排除された今、女性たちがそれほど嫌悪感をいだかず政治の分野に入り活躍できる環境ができたのではないか。アンナ・リンドによれば、「（あえて言えば）女性は一般に男性よりもモラルが高い。名誉を求めず、贈賄も少ない」。「男性は権力志向が強くなりがちで、政治の世界でも相手を説得するとき“パワー言語”を用いるが、女性は直接的にコミュニケーションし、相手に納得してもらおうとしてオープンに、正直に、議論する」。自分とは違った考えをもつ人に対して単に反撃を構えるのではなく、「あなた、どうしたの？」という態度をもつ。「そんな女性たちが政治の世界に多く参画し活躍するようになったら、もっといい政治ができるだろう」とも指摘している。いろいろ事情が異なるスウェーデンと日本ではあるが、わが国の（遠い？）将来のヴィジョンをも示唆するものであった。

### (3) 生活時間

すでに知られているとおり、スウェーデンでは女性が働くために、これまで一方的に女性に負担がかかりがちになっていた保育と介護を公共のサービスとして組織し、社会的な基盤整備をすでに整えている。そして夫も、従来の典型であった「一家の大黒柱」時代を終え、育児と家事を妻と分担する態度が少なくとも理想的にはふつうのことになってきている。

これに関連して、92年のスウェーデンの調査データに興味深い数字がある。統計局が4000人を対象に調査した結果である。結論として「生活時間をみると、男女は同じ時間働いている」、という。男女ともに家庭の中で働き（つまり家事をし）、家庭の外でも働いているわけであるが、男性は家庭の外でお金をもらって働く時間のほうが長く、女性は家庭のなかで無償で働く時間が長い。女性は毎週27時間、男性は41時間働いてお金を稼ぐ。一方、女性は毎週家庭のなかで33時間働いている（家事をしている）が、男性の場合この数字は「たった」20時間。どんなかたちであれ「働いている」時間を合計してみると、男女ともに週約60時間である。男女が同じ時間だけ「仕事」をしている、ととらえているわけだ。家事をすることを *arbeta hemma* という「働く」にあたる単語をつかって表現するのは、日本語で「主婦も家庭で働いている」と表現し認識するのと同じである。その「働き」が収入をもたらすかもたらさないかに意義上の差があるわけだが、この二種類の「働き」をまとめて「働く時間」とみるのは、ひとりの人間の活動を全体的にバランスよく、しかも家事なども意義あるものとしてとらえる積極的な発想ではなからうか。

男女とも家事にどれくらい時間をつかっているか、さらにみてみると、女性は週あたり料理には6時間（男性2時間）、洗濯には2.5時間（男性20分）、子どもと過ごす時間は5時間（男性2時間）つかっている。男性は機械の修理や電球の取替えなど、広くいえば家屋のメンテナンスに週1時間つかうが、女性は15分だけである。通勤には男女ともバス・汽車・地下鉄・鉄道などであれば約1時間乗っている（週あたり！）が、車を運転して通う男性は6.5時間、女性は4.5時間、となっている。別荘へ行くなど余暇活動をするにも乗り物に乗るが、毎週平均3時間はそれにかけている。余暇時間は女性33時間、男性35時間である。その中で男女平均読書4時間、スポーツをしたり自然の中で過ごすのが2.5時間、友人や家族ぐるみのつきあいに週8時間、そのうえ電話で話す時間

が女性2時間、男性1時間などという数字をとってみても、その生活のゆったりしたありようが推測できる。

この生活時間調査によると、たしかに女性と男性ではその時間のつかいかたに、つまり生活の仕方に少なくない偏りがある。しかし相当に、「男だから・女だからのない」暮らしではないだろうか。男女に限らず生活経験が似ていれば似ているほど、互いを理解する手がかりをもっていることになる。男女ともにやりたいことを無理なく心地よく行い、納得のいく生を生きるには、互いのニーズをはかりあいながら、助け合う姿勢が求められる。こうした現代スウェーデン男女の、生活を示す数字の値の近さに、かれらの理性、論理的な思考能力などに資質の高さをみるのは筆者の「身鼻屑」とはいえないであろう。

### (4) 歴史

スウェーデン人は「もともと」冷静沈着な人たちであろうか。答は「否」である。北欧神話の神々がいた時代、その情熱的な、野蛮な血祭りについて聞き知っている者は多からう。いけにえの血飛沫を撒いて土を赤く染めだし、一人ひとりの神の名をあげるたびに「スコール！」と乾杯した。中世のスウェーデン女たちは、死体を運ぶためのゴザを用意して、宴会にでかけたときさいう。酒コップを景気よく割る音が大好きだった貴族たちの話も知られているようだが……。男女のありかたに限らず高齢者介護など福祉の分野においてもそうだが、傍若無人なバイキング子孫たちが、望ましい人間のありかた、社会のありかたを描き、それを実現しようと政治課題としていくことができたのはなぜか。

### (5) 「なぜ」の探究

最初にあげた課題にもどらう。十数年前、わたしはその答として1)安定した政権、2)労働力不足、3)税制、4)プロテスタント的労働観、5)個人主義、6)門戸開放された教育機関、7)社会全般に存在する平等意識、をあげた。その後の事情の変化も考慮に入れて、再度答を求めてみたいのであるが、少なくともアリス・リュツキンスの「スウェーデン女性史 三巻」（ポニエシュ社1974）を翻訳しおわり（94年3月ごろ学芸書林から出版予定）、リュツキンスに学んで気づいたこととして指摘したいのは、「女性が劣った人間とみなされつづけてきた歴史の後半に、やっとその悲しみをことばに残した近代の女性たちがいた。その心の底からの叫びに、見えないものを見て理解した、

た、想像力豊かな同志、男性がいた。自分の身の不利益にもかまわず、わたしたち女性に力を貸してくれた」、そのことである。

## オンブズマン年次報告（英文要約）より

The Swedish Parliamentary Ombudsmen 1991/1992

常磐大学教授 坂田 仁

Prof. Jin Sakata

スウェーデン大使館広報部のご好意で最近オンブズマンの年次報告の英文要約をお送り頂いたので、この紙面を借りてご紹介しておきたいと思う。

オンブズマンの年次報告については、すでに所報にオンブズマンの広報資料の翻訳を載せたときに紹介してあるが、その内容が今回の紹介になる。

要約には、まず4人のオンブズマンの氏名と担当領域の紹介があり、次いで1991年7月1日から1992年6月30日までに取り扱った事件の統計が載せられている。首席オンブズマンは先年来日されたエクランド氏である。新受件数は4,289件（申請事件4,076件、職権調査事件213件）である。終局事件の処理別の内訳が表示されている。

処理は、申請事件については調査を実施したかどうかと調査の結果とられた措置が、職権調査事件については調査の結果とられた措置が、それぞれ処置別に記載されている。

公訴の提起に至ったものは警察関係の5件、国会の調査に委ねられたものが警察関係の9件と検察関係の2件である。勧告又は批判で終結したものが約680件となっている。

要約は、続いて各領域別に関係年度の特徴を述べている。

### 〔裁判所〕

バルメ首相暗殺事件に関する被告事件の報道に関する裁判所の措置が詳細に検討されている。この事件は社会の耳目を集めたので、その公判の傍聴、取材のためスウェーデン放送協会は公判の模様を公判廷外でも聞けるように設備を特設した。

しかし、証人がそのための録音その他の手段の使用を審理に有害だとして拒否したため裁判官はそれを認め、録音等は行われなかった。これを不服として多数の市民などからオンブズマンに申請がなされ、調査が行われたものである。オンブズ

マンは、裁判所の措置を容認し、申請を却下している。

### 〔検察及び警察〕

警察官の越権行為の例がいくつか報告されている。無届けデモ取締警察隊長の指揮の妥当性、刑務所から逃走中の殺人の受刑者の捜索の過程で生じた逃亡者の銃撃に対する応戦と、捜索現場での捜索の方法、通税犯被疑事件の捜査のための銀行の捜索の必要性と均衡性、の事例が紹介されている。

### 〔中央行政関係〕

ここでは、地域放送法によるコマーシャル放送の禁止規定が表現の自由に関する憲法の保障に抵触するか否かが私営の地域放送機構からの申請によって審理されている。結論は、コマーシャル放送を禁止する地域放送委員会の決定は憲法に違反しないということである。なお、スウェーデンでは統治組織法の自由権の規定に加えて、表現の自由基本法（YGL）があり、この中に一定の場合の放送禁止に関する規定がある。

### 〔軍事〕

ある司令官の運転手に選ばれたスウェーデン国籍を持つ外国移民がその職を解かれた件について、その理由が名前の読みの奇妙さと皮膚の色にあるとして、申請がなされた事件で、軍部の措置が批判されている。

### 〔教育〕

移民の子弟の多い学校からの訪問生徒（移民）に対して、ある反移民感情の強い学校の生徒がその子弟の衣服に尿をかけたとされる事件で、校長が犯人と目される生徒から強制的に尿を提出させたことが違法であるとして、批判されている。

2件目は、移民の問題を学ぶために実施した入

国審査の体験学習で、児童のバッグの中味を調査したことが、学習の行き過ぎとして批判されている。

3件目は、教室の中での学校の設備の破壊行為に対して、校長が全生徒の給食の停止を命じた措置が不適切だとして、批判されている。

### 〔社会サービス〕

あるドイツ夫婦による幼児虐待事件について、その夫婦が意図的に自分の子を溺死にみせかけて殺害した（この件で二人は有罪の判決を受

け、後に国外に追放された。）ことに端を発して、その夫婦に子供の保護を必要とする状況が事件以前より明らかになっていた（近隣の人から毎晩幼児の泣き叫ぶ声が聞こえるとの通報が社会福祉当局に対してなされていた）のに、社会福祉当局が適切な措置をとらなかつたことが問題とされ、申請及び職権による調査で、管理者に対する公訴が提起され、罰金の判決で終局している。

この最後のケースは、オンブズマンの事件処理がどのように行われるかのわかりやすい例示になっているように思われる。

## 《SIPニュース》

### スウェーデン、南アフリカへの経済制裁を撤回し、ヨハネスブルグに営業所を開設

スウェーデンは9月13日付で、南アフリカとの貿易禁令を解き、同国とスウェーデンとの関係に関する勧告を撤回することを決定した。また、同時に政府は、スウェーデンの輸出を促進するために南アフリカに営業所を開く権限をスウェーデン貿易委員会に与え、その目的のために200万クローナ（3,000万円）を供与した。

スウェーデンの今回の措置は、此の程、南アフリカ暫定執行評議会の開設並びに総選挙の日が発表されたことに伴ってとられたものである。外務省によれば、この二つが貿易禁令の解除の前提条件であったという。また、スウェーデンの南アフリカへの投資禁令の解除は、暫定執行評議会が作業を始めた時点で、実行に移される予定である。

外務省によれば、我国と南アフリカ間の貿易は、急激に伸長することが見込まれているということで、1987年に、同国との貿易禁令が発令される以前には、スウェーデンの南アフリカへの輸出は、我国の総輸出の0.5～0.7%を占めていた。なお、これは現行価格でおよそ20億クローナ（300億円）に相当する。また南アフリカからの我国への輸入額は、5億クローナ（75億円）には達していたものと思われる。

1992年度貿易のうち、南アフリカへの我国の輸出額及び輸入額は、各8,800万クローナ（13億2,000万円）、2,200万クローナ（3億3,000万円）であった。また、本年度上半期の同国への我国の輸出入はそれぞれ9,900万クローナ（14億8,500万円）、1,000万クローナ（1億5,000万円）であった。

スウェーデンの貿易委員会は9月13日にヨハネスブルグに営業所をオープンすることを発表した。新委員長のペーテル・ベックマン（Peter Beckman）は、既に現地に向いているという。同氏はボア語を話し、アフリカの輸出に関しては25年の経験を有している。

スウェーデンの工業界は、南アフリカの市場で我国の製品と競合するのは次の各部門であろうと見込んでいる—鉱物、エネルギー、パルプ及び紙、建設機械、自動車。 (SIP 292/93)

### スウェーデンの国連軍、ボスニアでの任務に向け準備

この9月13日に、スウェーデンの879人の国連平和維持軍の先発隊が、旧ユーゴのスウェーデンとデンマークの連合歩兵大隊に加わるべく、スウェーデンを出発した。同歩兵大隊は1000人の部隊で、内121人がデンマーク人である。なお、同隊はフィンランドの供給したタンクや装甲車によって援護されることとなる。

司令官のウルフ・ヘンリクソン大佐（Ulf Henricsson）に率いられる先発隊は、チュツラから戻ってボスニア出発前に、政府から最終的「ゴーサイン」が出るのを待ちながら、大演習のためにデンマークの主要部隊に加わる予定である。 (SIP 290/93)

## ヨーテボリに電気自動車のための充電所がオープン

スウェーデン初の電気自動車のための公共の充電所がオープンしたが、それと同時に、同システムのために同じく我国初の10台の電気自動車がルノーより出荷された。これらの車は商業用であり、駅でわずか30分で再充電することのできる最新世代のバッテリーを装着している。

充電はバッテリーに直接使用できる特別な措置マレシャルユニット (the Marechal unit) を用いて行われる。直流電流によって車は付加的に50 km以上、総距離が伸びる。1年以内に、充電時間は15分に縮まるものと見込まれている。通常、電気自動車が市街でおよそ90km運行するには、一晩中、交流充電器に接続する必要がある。

エルスナッペン (Elsnabben) という充電駅は、ヨーテボリエネルギーカンパニー (the Goteborg Energy Company) とスウェーデンの主要電力生産者であるヴァッテンファル (Vattenfall) によって運営される。なお、これらのサービスは有料で車のオーナーは、エネルギー会社から充電所を利用するためのキー (a Key) を購入する。因みに、このシステムはテレフォンカードのそれに類似する。電気自動車のオーナーには、特別な報奨として向こう3年間、商業駐車場が利用可能な駐車カードをわずか50クロナ (750円) で購入できる権利が与えられる—普通は、6,000クロナ (9万円)。

現在、スウェーデンで電気自動車が導入されている地域はヨーテボリだけであるが、これらはスウェーデン工業技術開発庁 (NUTEK) 及び工業界から一部財政援助を受けている環境プログラムの一環である。この他、ヨーテボリでは、天然ガスを燃料とするバス20台が走行している。 (SIP 283/93)

## ストックホルム、2004年の夏季オリンピックの開催地に立候補

ストックホルム市議会、スポーツ団体、スウェーデン産業の代表者によって組織された委員会によると、ストックホルム市はコスト110億クロナ (1,650億円) で2004年夏季オリンピックを当地で開催する能力があるという。それに関して、同委員会 (the Committee for project Stockholm 2004) では、9月に政府及びスウェーデンのオリンピック委員会に対して、計画書を提出した。もしも、政府が同委員会の要望を入れて、国際オリンピック委員会の規則に則ってギャランターガーバメント (a Guarantor Government) として加わることを決定し、また、2000年のオリンピックがヨーロッパ以外の地で開催されるならば、スウェーデンは公式に1997年度に開催都市として立候補することとなる。

同委員会の長であるヨーラン・ロングスヴェード (Goran Langsved) によると、もしもストックホルムが2004年度のオリンピック開催地に選ばれたとしたならば、その主要原則は自然の環境への最大限の考慮であろう、という。同氏はメーラレン湖とバルト海にはさまれた水域に位置するストックホルムが、選手や職員、大衆に必要とされる安全及びノウハウ、良好なコミュニケーションを提供できることを強調した。全ての競技をストックホルム旧市街より半径7 km以内で開催することができる。

ストックホルムには、既に競技用の幾つものアリーナをはじめとする各種施設が設備されているが、それらの一つ大ストックホルムグロブ室内競技場は、元々はアイスホッケーの世界大会用に1989年に建造された建物である。また、ストックホルムインターナショナルフェアズの施設は、フェンシング、レスリング、五種競技、自転車競技等のためのメインアリーナとして計画されたものである。水泳及び他のウォータースポーツ種目は全面改築が予定される極めて機能的な建物であるエリクスダルスバデットにおいて行われる見込みである。新しい陸上競技場はオリンピック公園内に建造される予定である (観客席数は3万5,000)。同公園は1912年のストックホルム大会用に建造された旧オリンピックスタジアムの真北に位置する。なお、オリンピック村の収容能力(見込み)は1万7,000人で、同村には世界約180ヵ国から来瑞し、およそ260の競技で覇を競う競技者及び職員の宿泊が予定されている。

ストックホルム大会の開催のあかつきには、1日あたりおよそ12万人の観客動員が見込まれ、競技の様子はテレビ中継によって、世界のおよそ350万の人々に観戦されることとなる。また、オリンピックのために、世界中から約1万5,000人のジャーナリストがスウェーデンを訪れることが見込まれている。 (SIP 303/93)

### 目次

ふたつの福祉国家モデル……………藤井 浩司…	1
女性がもっとも生きやすい国……………中山 庸子…	2
オンブズマン年次報告 (英文要約) 坂田 仁…	4
SIP ニュース……………	6